

会 議 録

1 会議名

令和元年度第10回吉川区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・協議事項（公開）

(1) 平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」とした項目の状況把握調査に対する回答について

(2) 令和2年度地域活動支援事業吉川区採択方針の検討について

(3) 吉川区地域協議会活動報告会の内容について

(4) 部会検討事項等について

・報告事項（公開）

(1) 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について（事務局報告）

(2) 地域活動支援事業による実施事業の内容及び事業額の変更について（事務局報告）

3 開催日時

令和2年1月23日（木）午後6時30分から午後8時00分まで

4 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：五十嵐豊、上野康博、薄波和夫、大滝健彦、片桐利男、片桐雄二、
加藤正子、佐藤 均、関澤義男、平山英範、山岸晃一、横田弘美

・事務局：小林所長、大場次長（総務・地域振興グループ長兼務）、渡邊市民生活・
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務、以下グループ長はG長と表
記）、南雲地域振興班長、保高班長、自治・地域振興課廣川副課長、太田
主任

8 発言の内容

【大場次長】

・会議の開会を宣言。

- ・委員12人の出席を報告。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・中村委員、山越委員から欠席の連絡があったことを報告。
- ・会議録の確認：片桐雄二会長

【片桐雄二会長】

- ・挨拶

【大場次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務める。

【片桐雄二会長】

- ・当日の次第の確認
- ・次第の3、報告事項に移る。
- ・最初に会長報告だが、本日、私から報告する事項はない。
- ・委員の皆さんから、報告等はないか。
(発言を求める委員なし。)
- ・発言がなければ、事務局報告に移る。本日は、総合事務所の時間外受付の見直し概要等について説明するため、自治・地域振興課の職員が来ているとのことなので、説明願いたい。

【自治・地域振興課廣川副課長】

(報告資料1-1に基づいて説明。)

【小林所長】

- ・引き続き、吉川区総合事務所の対応について説明する。
(報告資料1-2に基づいて説明。)

【片桐雄二会長】

- ・吉川区で放送を入れるための職員体制はどのようにする予定か。

【小林所長】

- ・現在、吉川区総合事務所の職員は19名である。
- ・現在も、時間外の雨番(警報当番)を設けているが、それとは別に、火災をはじめとした緊急放送のために駆けつける職員の当番体制を考えている。
- ・放送のための当番体制に6名を確保したいとっていて、現在の所属職員のうち、

通勤距離が15km以内の職員でローテーションを回すことにする。他の職員のうち、11名は従来どおりの雨番のローテーションを組むものとする。所長と次長は当番に加わらず、緊急時には出勤する。このような形で、現在、検証を進めている。

- ・現在の在籍職員で検証を行いながら、4月には人事異動などもあるので、新たな職員体制により組み立て直すことになる。

【関澤委員】

- ・吉川区では2月1日に住民説明会があるとのことだが、4月からの決定事項だということだ。今更、議論しても仕方がないが、こういう内容はやはり、もっと早く住民説明会を開くべきではなかったのか。
- ・5月に町内会長に説明したばかりの案件を12月には市議会に通してしまったという無法なやり方に対して怒りを感じている。
- ・住民は、人口減少、過疎で弱まる地域に追い打ちをかけられて、どんどん地域が衰退してしまうと心配している。
- ・これから施設の集約、統合という難しい案件が出てきた場合、もう少し時間を掛けて、丁寧に市民の皆さんに説明し、市民の声を聞くような体制を採りながら、納得がいく形で進めてもらいたい。

【片桐利男委員】

- ・自治・地域振興課に聞きたい。報告資料No.1-1を説明した時に、口頭で、時間外における防災行政無線の放送は、深夜も含めて行うとの説明だった。それでよいか。

【自治・地域振興課廣川副課長】

- ・そのとおりだ。13区の総合事務所に共通する考え方として、深夜も含めて放送するよう臨みたいと説明した。その方向で準備も進めている。

【片桐利男委員】

- ・それを踏まえて、総合事務所長に聞く。今までに、総合事務所長の判断でという説明が何度もあった。今回はそういうものなのか。火災の場合、大型野生動物の場合、その他の場合と3つの例示があったが、これは総合事務所長の判断でこうなるのか。

【小林所長】

- ・これまで、吉川区では午後9時以降は放送していなかった。自治・地域振興課が説明したとおり、今後は土日、夜間も対応することになり、そのために今、職員が駆け付けられる時間的側面と人数の確保という側面から取り組んでいる。
- ・何人でその体制を組むのかという点、或いは職員やその家族から理解を得ながら、

職員の自覚や体制づくりをしていく点が所長の裁量、判断になってくる。

【片桐利男委員】

- ・所長も大変だろうが、夜間や休日に出向いてくる職員や家族も大変だ。そのことにも十分に配慮してもらおうようにしてほしい。

【小林所長】

- ・現在、職員の理解を得ながら、職員が放送のために登庁する時にどれ位の時間が掛かるかなどを検証している。当然、4月の人事異動に伴って新たな体制の中で、もう一度、組み直しを行わなければいけない。
- ・なお、現在は区内のイベント等に職員が大勢、応援に出ている。今後は申し訳ないが、緊急に対応する職員を除いた中で地域のイベント等に協力を続けていきたいので、地域の皆さんにも支援してもらいたい。

【薄波委員】

- ・住民説明会の案内が全戸配布され、その文書の表面には「時間外受付の見直しの概要」と「防災行政無線による放送の取扱い」、この二点が内容として掲載されている。しかし、配られた資料には「時間外受付の見直し」に関してしか載っておらず、防災行政無線に関する説明は載っていない。これは、口頭で説明するという意味か。それとも、そのときに配布される資料が、別に用意されているのか。

【小林所長】

- ・先ほど、報告資料1－2で説明したが、この内容を説明する。
- ・この方針の関係では、頸北の総合事務所間での調整に、時間が掛かった。そのような中、まず、皆さんに説明してからと考えていた。
- ・本日、大瀧区でも同様の説明をしているが、それらを踏まえて、住民説明会ではこの資料で説明する予定である。

【薄波委員】

- ・分かった。そのようにしてもらいたい。
- ・次に、以前の地域協議会で防災行政無線の放送に関して、これまでの放送基準とこれからの基準の違いを明示してほしいと発言してあったが、そのような資料はもらえないのか。

【小林所長】

- ・放送に関する体制や考え方の統一に関しては、この場で説明するのが初めてである。だから、これを踏まえて住民説明会を行い、体制の確認、お願いをして、それらが

終わった後に整理したうえで、地域協議会に提示したいと考えている。

【薄波委員】

- ・承知した。まだいくつか質問したいことがある。
- ・時間外には、電話が吉川区から柿崎区の総合事務所に自動転送されるが、柿崎区の宿直の体制は、現在、2名だと思う。それが、4月から1名になるという話を聞いたのだが、それは本当か。

【自治・地域振興課廣川副課長】

- ・柿崎区、浦川原区、板倉区の総合事務所は時間外受付業務を継続するので、これまでと同様、2人を配置する。
- ・その他の10区は時間外受付業務がなくなるので、そのための2名がいなくなる一方で、コミュニティプラザの開館のために管理人が必要になるので、平日なら夜の10時までは管理人として1人を配置することになる。
- ・それらのことから、柿崎区総合事務所では4月以降も引き続き2人を配置し、その2人が電話の対応をする予定である。
- ・従って、緊急の電話がきたときには、今度は柿崎区の宿日直の職員が、吉川区の当番の職員に直ちに連絡し、その先はこれまでの総合事務所の対応と同じなので、従来のルールと同様と考えている。

【薄波委員】

- ・分かった。
- ・それから以前に、火災が発生したときにメールで消防団員に周知するという説明があって、そのときには23%の団員がメールを見ていないということだった。消防団が見る率を上げる方策などは考えているのか。

【小林所長】

- ・危機管理課の担当者が来て説明したときに話した内容だと思う。防災担当者もその率を上げる努力をし、連絡体制やメールの登録についても、団員へ周知を図っていくと聞いている。

【薄波委員】

- ・分かった。
- ・もう一つ。報告資料No.1-2の大型野生動物が出た場合に関して、人身被害が懸念されるときに放送すると説明されているが、人身被害が懸念されるときというのは、どういうレベルを想定しているのか。

【小林所長】

- ・現在、集落の中やその近郊の場合は、当然に放送を入れるものと思っている。逆に、例えば林道の奥で出会う場合もあるので、そのような部分では調整するものとしている。

【薄波委員】

- ・分かった。私は、仮に熊が出たときにその町内で見失ったからよいだろうということではなく、これから熊が向かっていくと思われる場所にいる人もあるだろうから、そういう意味で事前に、周囲に放送したほうが安全だと思う。事案が発生したことを伝えるだけでもよいと思うので、速やかに放送してほしい。

【小林所長】

- ・放送する場合のエリアなどについても検証していきたい。
- ・一点、皆さんにお願いしたい。大型野生動物を見たら直ちに総合事務所に連絡をしてほしい。朝の通勤時に会ったという情報を退社時に連絡してもらうなど、発生時と私たちが連絡を受ける時間に大きな差のある事例があった。それらについても、こちらから働きかける中で、速やかに連絡をもらえるように周知していきたいので、皆さんも地元でのPRなどで協力してもらえればと思う。

【片桐利男委員】

- ・廣川副課長にお願いだ。近年、大きな災害も多いので、危機管理課ときちんと連携して準備してほしい。伊勢湾台風など過去の災害を知っている世代の人がなくなると、先回りして心配できなくなるので、体制を考えてほしい。

【小林所長】

- ・今では職員もかなり若くなった。災害は私たちも一番に懸念しているので、過去の対応を検証しながら、それらを一つのマニュアルとして向かっていきたい。
- ・それから市では、職員が当番制で気象警報に対応している。非常時に備えて人員を確保している。台風や事前に把握できるものに対してはタイムラインをもって、台風が接近する時間帯に合わせて職員が行動するためのマニュアルも用意しているので、理解願いたい。

【自治・地域振興課廣川副課長】

- ・木田庁舎でも同じような体制で取り組んでいる。先輩の職員が築いてきた災害対応の経験則というものをしっかりと引き継ぎながら、大きな台風などに対しても、迅速かつ的確に対応できるように訓練をし、日常のコミュニケーションの中でも前も

ってこういう準備が必要ではないかと、意識をもって取り組んでいる。これらが続けていくことで、緊張感をもって災害対応に向かっていきたい。

【薄波委員】

- ・ 時間外受付の件では浦川原区、柿崎区、板倉区に電話が転送されるのだろうが、宿直をしている人には転送元の地名を十分に承知してもらいたい。
- ・ 地名も聞いたことがない、どこだかも分からない、地図を開いてようやくここなのかというようなタイムラグをなくすために、転送先の宿直に対して十分に準備をしてもらうようお願いしたい。

【小林所長】

- ・ 頸北の所長や次長、担当者による会議で、どういう対応をするかの手順書やマニュアルを作成している。皆さんの意見を参考にして、そうした対応ができるようにしたい。

【関澤委員】

- ・ 一番に問題なのは、防災行政無線だ。
- ・ 資料では、火災の場合、大型野生動物の場合などに放送をするとのことだが、2月の1日に住民説明会が行われるときに、住民からこれ以外のことに放送をしてくれという要望があった場合、この三点しか放送しないという限定的なものではなく、要望を受け入れてもらいたいのだが、どうか。

【小林所長】

- ・ この無線は、あくまで防災行政無線であり、放送できる内容には制約がある。
- ・ 資料に掲載した項目は、皆さんからの意見等に対してどのように対応すべきかと考え、挙げた内容だ。この他に現在も、定時に行政に係る連絡等を放送している。
- ・ あくまで、緊急時に放送すべきものを掲げた。それに対して様々な意見があるかも知れないが、緊急性、安全性につながる内容として3項目を挙げていることを理解してほしい。

【山岸副会長】

- ・ 私は、今回の手法は、地域自治の衰退につながる進め方だと捉えている。5月30日に町内会長連絡協議会に時間外受付の見直しに関して案が説明されたが、本来、これが総合事務所の事務事業の変更に当たるので、最初に、我々、地域協議会に説明してほしいかと思う。町内会長に説明する場面は当然に作ってもらわなければいけないが、順番が逆ではないのか。

- ・今回の手法で行われると、我々の存在価値がない。時間を与えてあるのにその間に何も声が出なかったから、理解されたという捉え方をしているようだが、今の手法で他のことを進められては困る。説明の最後で事務所の集約につながるものではないと言っていたものの、そうでなくなる危険を多分に含んでいるものと思う。
- ・5月30日の町内会長連絡協議会でも、まだ始まったばかりだからこれから他の区にも回って意見を検討した中でとの話だった。私たちはもう一度、案という文字が付いたものによって説明があると期待していたし、そういうものだとして認識していた。
- ・ところが、先日の町内会長連絡協議会には、既に案の文字が取り払われていた。残念だが市議会も通過した。私には市民全体がこのことを把握しているとは思えない。
- ・2月に、こう決まったので4月からこうなるという内容で住民説明会が開催されるが、総合事務所の機能が縮小されれば加速度的に地域自治区が衰退していくに違いないと心配している。
- ・吉川区の地域協議会にも半ば諦めた委員もいるようだ。私は、次はどのようなことが提案されるのか分からないが、地域協議会にもっと丁寧に説明をしてもらい、先に説明してもらいべきと思っている。
- ・例えば、公の施設の再配置もそうだが、我々が地域自治区を維持していくには施設をなくしては困るのだ。確かに使用頻度は低いだろうが、地域からその施設がなくなることで、地域の活動は制約されてしまうという話のやり取りもしたいと思っている。
- ・それらの説明が、地域協議会の後で町内会長に説明してもらって、町内会長のレベルで止まってはいけない。町内会員がそれを知り得て、どう思うという場面を作ってもらわないといけない。今回はそれがなかった。なかったというのは、時間外受付の見直しではなくて、防災行政無線のことにみんなの関心が集まってしまった。
- ・先日、自治・地域振興課長が来た時には、もう少し話し合う時間を持ってないかという話をした。何も意見がなかったことで皆が理解した訳ではない。知らない人が大勢いる。そういう手法では困るのだ。自治・地域振興課の立場として、地域協議会をフォローしてもらわないといけない。
- ・何のために我々が公選制の中で選ばれて、こういう立場にいて、時間を費やしながらか協議するのかということを知ってほしい。そのようにしてもらいたい。そのようにしてほしい。前なのだが、これはお願いだ。ますます、そのようにしてほしい。
- ・防災行政無線の放送に関して、体制を構築することは理解した。ただ、年度が変わ

れば職員の顔ぶれも変わる。その時に、15km以内の人にだけ負担を強いるのが良いのかと思う。

- ・私のアイデアだが、吉川区から通勤している職員は夜になれば戻ってくる。この総合事務所に通勤している職員だけでなく、区内から通勤している職員も当番の対象にすればよいと思う。そうすれば、放送当番の職員の負担もその分だけ薄くなる。吉川区内にいる可能性が高い、区内から通勤する職員にもお願いできないものか。
- ・他の区ではそれをするという話があったと私は承知している。それに対する考えを総合事務所長から聞きたい。

【小林所長】

- ・緊急放送に対する体制づくりについては、まずは事務所内にいる職員に協力を依頼した。当番のサイクルを組むために、最低でも6人は必要だと考えた。それが所長判断という言葉の範囲である。
- ・放送できるまでにかかる時間等を考えたときに、少なくとも15分から20分前後の間になんとか放送を入れられる範囲ということで、現在、検討している。
- ・10km圏内の者で職員を確保できる総合事務所もあるが、現在の吉川区総合事務所の職員構成を考慮し、15kmを一つの線引きとして組み立てている。
- ・木田庁舎に勤務している職員も、木田での雨番体制に含まれている。それぞれの勤務地でそれぞれに負担をしているので、今は地元から通勤している職員よりも、まずはこの事務所の中で考えるべきと思う。
- ・あとは、どうしても職員異動があるので、異動の内容が示された段階で速やかに体制を組み直す必要がある。先ほどから言葉が出ている所長の判断、職権という中で、今の条件下での体制づくりをスタートさせてもらいたい。

【自治・地域振興課廣川副課長】

- ・所長も話しているが、総合事務所では総合事務所なりに苦勞をして体制を検討している。4月からはこの体制で臨みたいと思っているが、私たちも先を読んでいかなければいけないと考えている。
- ・職員構成に関しても、現状でさえ市内の少子化が進んでいる中で、今後、時代が進むとなかなか若い職員を確保すること自体も難しくなっている。そうした中、この体制で続けられなくなることが分かる時期がくれば、或いはそのことが予期できるのであれば、当然にこの体制も、時代に応じて変えていかなければいけない。そういう課題認識を持つ中で、当面はこの体制で行いたいと思っているが、必要に応じて

て見直しを考えなければならないと思う。

- ・もう一点は前段のことだ。我々の進め方と、山岸副会長の発言にあった進め方では、多分、考え方の手法の部分で、少々異なることがあったのだと思っている。ただ、根本的には、山岸副会長が言っていたのは、自治区の中の地域協議会の存在というものを重視してほしいということと受け止めた。
- ・広い上越市の中で、それぞれに進められてきた生活様式とか考え方とか、今回のような行政運用上の取り扱いとか、さまざまな違いもある。そうしたものを大切にす意味で、地域自治区はとても大切であると我々も思っている。
- ・しかし、少子高齢化は避けられず、既に地域の担い手が少なくなって困っているのに、今後、ますます、そうしたものが窮屈になってくると考えているし、日本全国で現役世代が減っていくことが見込まれている中で、内容は別にして、市民の皆さんにお願いをする機会が出てくるだろうと思っている。
- ・そういう機会に、地域協議会の皆さんにもしっかりと説明し、意見を聞く場面は当然に必要なだと思っているし、我々もそこは心がけていきたいと思っている。その思いに関しては、我々も共有しているのだと思ってもらいたい。少なくとも、我々はそのように進めていきたいと考えている。

【片桐雄二会長】

- ・いろいろな説明があった。他に、委員から発言がないようなら、住民の皆さんが不自由しないように努力してもらうことにして、今日はここまでにしたい。
- ・自治・地域振興課の職員は、これにて中座するとのことなので、委員は了解してほしい。

(自治・地域振興課職員が退席。)

- ・それでは次に、地域活動支援事業による実施事業の内容及び事業額の変更について、事務局から説明願いたい。

【保高班長】

(本年度、区内で地域活動支援事業の補助を受けて実施した事業のうち、2つの事業で補助金額の減額を伴う事業額の変更があったことを報告。)

【薄波委員】

- ・2つ目の事業は古文書の解読を計画していたのに、古文書が見つからなかったのか。プレゼンテーションを受けたときに古文書はあるのかと質問をして、あるとの回答だったのだが、蓋を開けてみたら、古文書はやはりなかったということなのか。

【保高班長】

- ・なかったとの報告だ。

【片桐雄二会長】

- ・今後も、こういう変更が多くなると問題があるので、計画の提出を受けた際に事務局からもそういうところを指導してもらえるようお願いしたい。
- ・それでは、協議事項に移る。「(1) 平成 30 年度の見直しにおいて『運用の精査で対応』とした項目の状況把握調査に対する回答について」である。事務局から説明願いたい。

【保高班長】

- ・担当課から回答依頼があった調査について、協議資料No.1-1のとおり、事務局で回答案を作成した。調査の回答の主体が地域協議会であるため、この案が皆さんの意見に合致しているかを協議願いたい。
(協議資料No.1-1に基づいて説明。)

【片桐雄二会長】

- ・事務局から我々に、回答案の内容確認を求められている。回答の内容は、我々が実際に審査してきた経過を事務局が記述したものになっているので、特に問題はないものと思っている。
- ・この内容で宜しいか。
(会場内から「はい。」の声、多数あり。)
- ・それでは、事務局はこの内容で回答してほしい。
- ・続いて、「(2) 令和 2 年度地域活動支援事業吉川区採択方針の検討について」である。事務局から説明願いたい。

【保高班長】

- ・前回の地域協議会で、採択方針に反映すべき内容を協議してもらった。
- ・採択方針の変更に関わる内容が 4 点、協議されたが、多数決の結果、変更すべきとされたのは、同一団体による同様の事業の取扱いにおいて、連続した 3 年を限度とするばかりでなく、10 年間に 3 回までとするという箇所のみだった。
- ・配布した協議資料No.2 は、その協議結果を反映した採択方針の改正案であり、裏面の審査要領には変更はない。
- ・この内容でよいか、委員間協議をしてほしい。

【片桐雄二会長】

- ・今ほど事務局からも説明されたが、前回の地域協議会で、連続していてもいなくても10年間に3回までということをお皆さんに確認してもらっている。
- ・そこだけを修正した改正案ということだが、皆さん、この内容でよいか。
(異議を唱える者なし。)
- ・よければ、次年度の採択方針はこの内容にするということで、案を取るものとしてほしい。
- ・それでは続いて、「(3) 吉川区地域協議会活動報告会の内容について」である。事務局から説明願いたい。

【保高班長】

(協議資料No.3に基づいて説明。)

【片桐雄二会長】

- ・活動報告会はこのような形で行いたい、委員の皆さんはこれでよいか。
(意義を唱える委員なし。)
- ・活動報告会はこの内容で行うこととする。
- ・関連して、私から提案がある。
- ・吉川区地域協議会では「出張」地域協議会を行った。「出張」地域協議会で出てきた課題は各専門部会に割り振って、それぞれに協議してもらったので、それが地域協議会として集約した結果ということになる。
- ・活動報告会ではそれらを含めて、専門部会の活動報告の中で部会長から報告してもらいたい。
- ・そして、この活動報告会の内容を地域協議会だよりで、発行は4月にずれ込むかも知れないのだが、地域協議会だよりを発行して周知したい。
- ・活動報告会の会場に来られない市民もいるだろうし、そうすると地域協議会は、「出張」地域協議会で聞いて帰った意見をどのように検討して、どんな回答を出したのだということを伝える方法がなく、我々が終わったと言っても後味の悪いものになる。
- ・本来なら活動報告会に大勢が来てもらえばよいのだが、なかなか難しい。だから、活動報告会はこのように行われて、「出張」地域協議会の意見もそれぞれの専門部会でこのように協議したという内容で最後の地域協議会だよりを発行したいと思う。
- ・そうすると、部会長からも活動の集大成ということで、地域協議会だよりへの掲載を睨んで報告をしてもらえれば、地域の皆さんにも伝わるだろう。

- ・たよりの発行に当たっては、専門部会長が報告する際原稿を文面にして、事務局に提出してもらえればそのまま原稿になる。わざわざそのための原稿を書いてもらわずに、簡素な内容で掲載できればと思う。
- ・皆さんから同意してもらえれば、発行に向けた段取りを事務局に整えてもらいたいが、どうか。地域協議会だよりを発行することでよいか。
(何人かから「賛成」の声あり。)
- ・地域協議会だよりの発行に向けて、事務局も準備をしてほしい。地域協議会活動報告会は、資料のとおり内容で実施する。
- ・次に「(4) 部会検討事項等について」に移る。各部会で活動に関する報告などがあれば、発言願いたい。
(発言を求める部会長なし。)
- ・その他、皆さんから何か、協議すべき事項はないか。
(発言を求める委員なし。)
- ・ないようなので、私が一つ連絡をする。
- ・2月に柿崎病院後援会の理事会が行われる。皆さんも聞いていると思うが、県立病院の廃止の情報がいろいろと入っていて、柿崎病院もその対象になっていて、現状は厳しい。
- ・理事会の内容がどのようなものかは分からないが、それは3月の地域協議会の際に報告したい。
- ・皆さんも、聞きたいことなどがあれば事前に私に教えてもらいたいが。
- ・5 総合事務所からの諸連絡に移る。事務局から説明願いたい。

【大場次長】

- ・公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定に係る取組状況について（諸連絡資料を基に説明。）
- ・「地域課題からみた学校教育の将来像」開催案内チラシの配布について

【片桐利男委員】

- ・A3の資料に「集会」と書いてある。集会所のことと思う。区内にある集会所といえば、現在、7つの地域づくり会議があって、各々、拠点とする集会所を持っている。再配置計画には、それらの集会所は含まれるのか。
- ・もう一つ、各集落でもっている集会所施設も含まれるのか。

【大場次長】

- ・町内会の集会所は、町内会のものなので含まない。ただ、公民館分館等はこの対象になると考えている。

【片桐雄二会長】

- ・お願いがある。計画策定までのスケジュールの中で、地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告するとある。
- ・我々が知りたいのは、実は、区内にあるどの施設がどういう状況になっているかというところで、関係者との協議が始まってしまい、関係者はもうこういう形だと、地域協議会に対して結果ありきで、協議が終わったという報告にならないようにしてほしい。施設の再配置、施設の廃止、建設等に関しては、我々に諮問されなければいけない項目なので、その辺りは丁寧にしてもらわないといけない。
- ・片桐利男委員からもあったが、全体的な考え方だと多分、公の施設だけでハード的に再配置を計画するのだろうと思うが、ソフト的な面では、分館組織は現存していないものの、本来、7つの地域づくりは分館活動をそのまま引き継いでいるので、分館が活動拠点になっていることを理解してもらって、ハード的側面ですべて見直すのではなく、ソフトの側面と併せた見直しをしてもらわないと不公平が出るのではないかと思う。そのことも考慮してほしい。

【小林所長】

- ・いろいろな所管、或いはいろいろな使い方という部分もあるので、そこは丁寧に進めていきたいと思っている。

【片桐雄二会長】

- ・その他に移る。
- ・次回の地域協議会の会議日程だが、先月の地域協議会では一応、2月20日（木）を予定した。あらためて、その日程でよいか。
(会場内から「はい。」の声あり。)
- ・では、2月20日（木）の午後6時30分から、吉川コミュニティプラザでお願いしたい。
- ・会議の閉会を宣言。

9 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL: 025-548-2311 (内線211)

E-mail:yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。